

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

	医薬品区分	定義及び解説
	要指導医薬品	下記のイからニに掲げるもののうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医療関係者から提供された情報に基づく必要情報の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要となるもの。 イ 呼吸器を介さないダイレクトOTC ロ スイッチ直後品 ハ 毒薬 ニ 劇薬
要指導医薬品、一般用医薬品の定義及び解説	一般用医薬品	第1類医薬品 その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうちその使用に特に注意が必要なものとして厚生労働大臣が指定するもの及びその製造販売の承認の申請に際して法第14条第8項に該当するとされた医薬品であって当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの。（一般用医薬品の中で特にリスクが高い医薬品を指します。）
		第2類医薬品 その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（第1類医薬品を除く。）であって厚生労働大臣が指定するもの。（一般用医薬品の中でリスクが比較的高い医薬品を指します。） 第2類医薬品の中で、特別な注意を要するものとして厚生労働大臣が指定するものを「指定第2類医薬品」として区別しています。
		第3類医薬品 第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。（一般用医薬品の中で比較的リスクが低い医薬品を指します。）
要指導医薬品、一般用医薬品の表示に関する解説	一般用医薬品	個々の医薬品については、下記のとおり表示されています。 ○要指導医薬品は、「要指導医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○一般用医薬品は、リスク区分ごとに、「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」の文字を記載し、枠で囲みます。 ○指定第2類医薬品は、2の文字を○（丸枠）又は□（四角枠）で囲みます。 ※要指導医薬品、一般用医薬品の直接の容器又は直接の包装に記載します。また、直接の容器又は直接の包装の記載が外から見えな場合は、外部の容器又は外部の包装にも併せて記載します。 要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品には、それぞれ情報提供及び指導の義務に差があります。また、対応する専門家も下記のように決まっています。 指定第2類医薬品の購入の際には、薬剤師又は登録販売者から薬品の確認をさせていただきます。また、必要に応じて相談を受けることをお勧めします。 登録販売者と、都道府県の試験に合格した第2類医薬品及び第3類医薬品の販売を行う専門家は、
		要指導医薬品 第1類医薬品 第2類医薬品
		要指導医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品
要指導医薬品、一般用医薬品の情報の提供及び指導等に関する解説	一般用医薬品	医薬品のリスク区分 情報提供等 相談があった場合の対応 対応する専門家
		要指導医薬品 書面での情報提供及び指導 義務 薬剤師
		第1類医薬品 書面での情報提供 義務 薬剤師
		指定第2類医薬品 第2類医薬品 情報提供は努力義務 義務 薬剤師又は登録販売者
要指導医薬品の陳列等に関する解説	一般用医薬品	第3類医薬品 法令上定めなし 義務 薬剤師又は登録販売者
要指導医薬品の陳列に関する解説	一般用医薬品	要指導医薬品は、要指導医薬品陳列図面のカウンター内部若しくは壁をかけた陳列設備に陳列しています。 第1類医薬品は、第1類医薬品陳列図面のカウンター内部若しくは壁をかけた陳列設備に陳列しています。 指定第2類医薬品は、情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。 第2類医薬品、第3類医薬品については、それぞれ別々に陳列設備に設置しています。
医薬品による健康被害の救済に関する制度の解説	一般用医薬品	【医薬品副作用被害救済制度】 医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、下記にお問合せください。 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 http://www.pmda.go.jp/index.html 0120-149-931 9:00～17:00（月～金 祝日・年末年始除く）
個人情報の適正な取扱いを確保するための措置	一般用医薬品	医薬品に関する情報提供等を知り得た個人情報、薬局内で適切に管理させていただき、第三者への提供等はいたしません。ただし、行政当局の要請等で報告の必要があると判断された場合には、情報を提供させていただく場合がございます。
苦情相談窓口	一般用医薬品	所轄する保健福祉（環境）事務所又は保健所名： 各エリア保健所 電話番号： 受付時間： ～

※は要指導医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を指します。

※法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

薬局の管理及び運営に関する事項

お客様へ

当薬局は、法に基づく医薬品の情報提供を適切に行うための構造設備及び販売体制を下記の通り整備しております。尚この提示は、法第9条の6によって義務付けられております。

- 許可区分：薬局
- 許可証の記載事項
 - ・薬局開設者名：株式会社ごうや薬局
 - ・薬局名：HP参照
 - ・許可番号：
 - ・許可年月日：
 - ・有効期間：
 - ・所在地：
 - ・所轄自治体名：
- 薬局管理者：氏名（薬剤師）
- 当該薬局に勤務する薬剤師・登録販売者の別、氏名、担当業務
 - a 薬剤師：氏名 担当業務
 - b 登録販売者（従事した期間が2年以上）氏名 担当業務
 - c 登録販売者（従事した期間が2年未満）氏名 担当業務
- 取り扱う医薬品の区分
 - ☒ 要指導医薬品 ☒ 第1類医薬品 ☒ 指定第2類医薬品
 - ☒ 第2類医薬品 ☒ 第3類医薬品
- 勤務者の名札等による区別
 - ・薬剤師は白衣を着用し「薬剤師」と書いた名札をつけています。
 - ・登録販売者は「登録販売者」（従事した期間が2年未満のものは名札に「研修中」と記載）と書いた名札をつけています。
- ①営業時間での相談対応時間及び連絡先
 - ・ 9 : 00 ～ 18 : 00
 - ・ 定休日：
 - ・ 連絡先：
- ②営業時間外での相談対応時間及び連絡先
 - ・ 8 : 45 ～ 18 : 15
 - ・ 連絡先：各店TEL
- ③営業時間外で医薬品の購入又は譲り受けの申し込みを受理する時間
 - ・ ～
- 緊急時における連絡先
 - ・ 連絡先：

※法は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律を示します。

安心して薬局サービスを受けていただくために（お知らせ）

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報保護の取扱いに関する基本方針のもとづいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に掲げる事項です。

個人情報の取扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問い合わせください。

《皆様の個人情報の利用目的》

- 当薬局における調剤サービスの提供
- 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握（副作用歴、既往歴、アレルギー、体質、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など）
- 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- 病院、診療所などからの照会への回答
- 家族などへの薬に関する説明
- 医療保険・介護保険等の請求事務（審査支払機関への調剤報酬明細書（レセプト）の提出、審査支払機関又は保険者への照会、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- オンライン資格確認等システムや電子処方箋管理サービス等を通じて取得した診療情報・薬剤情報等の閲覧および調剤・服薬指導等への活用
- 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当薬局内で行う症例研究
- 当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- 外部監査機関への情報提供
- その他の利用目的

個人情報保護に関する基本方針

1. 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省策定。以下、「ガイダンス」）を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2. 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- （1）個人情報保護法およびガイダンスをはじめ、関連する法令を遵守します。
- （2）個人情報の取扱いに関するルール（運用管理規定）を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- （3）個人情報の適切な保管のために個人情報保護法及びガイダンスに沿って安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- （4）個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- （5）個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- （6）業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- （7）個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3. 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- （1）個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- （2）個人情報・第三者提供記録の開示、訂正、利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- （3）個人情報の漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合
- （4）その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

※個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、本人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があります。

開設者：株式会社ごうや薬局
個人情報取扱責任者：合屋友貴
（お問い合わせ先）：〒819-1105 糸島市潤3-2-0-29
電話番号：092-324-8688
ファクシミリ：092-324-8689
ホームページ：https://gohyapharmacy.com
Eメール：

下記表中の点数は全て 1 点 = 10 円です。

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

(2010) 10:1

第2節 高學費還科

2000

満たしている保険薬局です

- 「個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局の行っている訪問薬剤管理指導について

第3節 風刺科

第4節 特定保障

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

② 第一種物品代價 1人
③ 第一種物品代價 2~3人
④ 第一種物品代價 3~4人

10-10-1964

1

＜夜間・休日等加算の対象時間＞

1

○医師の指示等があるときは、在籍で療養されている患者さん宅を訪問して照会指導等を行います。詳しくはご相談ください。

： HD参照

7 国民の祝日 1月2日、3日、12月29日、30日、31日も

○健康医薬品（ジェネリック医薬品）およびバイオ後結晶（バイオシミラー）をご希望の方は、お気軽にご相談ください。

第 20 卷第 4 期

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(事業の目的)

第1条

1. 本局（指定居宅サービス事業者：以下、「当薬局」という）が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導（以下、「居宅療養管理指導等」という）の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認められた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は適院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者（以下、「利用者」という）の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤師管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方箋の指示に基づき訪問を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、必要に応じて他のサービス事業者へ報告する。また、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要がある場合、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要の情報提供または助言を行う。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（月 日～月 日）を除く。
2. 通常、平日の 時～時 曜日の 時～時 とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も明示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、 の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方箋による調剤（患者さんの状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配達
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬調剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足量の確認、指導
 - ・患者さんの住環境等を鑑み、適切な指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）
 - ・情報通信機器を用いた居宅療養管理指導等の実施（必要かつ適切と認められる場合）

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道	～ km	円
・片道	～ km	円
・片道	～ km超	円

(緊急時等における対応方針)

第9条

1. 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。
2. 災害や新興感染症の発生時等においては、あらかじめ作成した業務継続計画（BCP）等の手順に基づき、関係機関と連携して必要な対応及びサービスの継続に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、当薬局と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は R8 年 6 月 1 日より施行する。

介護保険サービス提供事業者としての掲示

当事業所の介護保険に関する取扱いは以下のとおりです。

1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

2. 営業日および営業時間

平日： 時～時 HP参照
曜日： 時～時
休み： 日

※なお緊急時は上記の限りではありません。

3. 利用料金

	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
単一建物居住者が1人	518円/回	1,036円/回	1,554円/回
単一建物居住者が2～9人	379円/回	758円/回	1,137円/回
単一建物居住者が10人以上	342円/回	684円/回	1,026円/回
情報通信機器を用いる場合	46円/回	92円/回	138円/回

※麻薬の薬剤管理の必要な方は、上記に1割負担の方は100円、2割負担の方は200円、3割負担の方は300円が加算されます。

※別に規定される地域等に所在する事業所がサービスを実施した場合、上記に100分の10又は15が加算されます。

※別に規定される地域等に居住する方へサービスを実施した場合、上記に100分の5が加算されます。

4. 苦情相談窓口

福岡県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室

（電話： 092 - 642 - 7859 F A X： 092 - 642 - 7857）

所轄の介護保険担当窓口（ 電話： - F A X： - ）

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いに関する 揭示義務等

<在宅医療に係る交通費>

患者への移動に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。なお、自動車を利用した場合は、以下の距離別徴収額を基準とする。

・片道	0～2 km	円
・片道	2～10 km	円
・片道	10 km超	円

<薬剤の容器代>

容器1個につき 下記を参照 円を徴収

<患者へ調剤した医薬品の持参料>

患者さんの都合・希望に基づく医薬品の持参料 円

<希望に基づく甘味剤等の添加>

（治療上の必要性がなく、問題がない場合）
1割剤につき 円

<希望に基づく一包装>

※服用時点ごとにまとめてパックする事
（治療上の必要性がなく、問題がない場合）
1週間分につき 円

<希望に基づく服薬カレンダー・服薬BOX>

（日付、曜日、服用時点等の別に薬剤を整理することができる資材の提供）
希望により注文販売します ～ 円位
（商品により異なります）

<情報通信機器を用いた服薬指導（オンライン服薬指導）>

通信環境の運用に要する費用 円
医薬品等を患者さんに配送する際に要する費用 円

福岡県知事指定介護保険事業所

番号： 第 号

薬局名： HP参照

住所： HP参照

TEL： HP参照

管理薬剤師： HP参照

開設者： 株式会社 ぐうや薬局

医療機関名称	受理届出名称	算定開始年月日
ごうや薬局糸島潤店	調剤基本料1	平成 28 年 4 月 1 日
ごうや薬局糸島潤店	地域支援・医薬品供給対応体制加算2	令和 8 年 6 月 1 日
ごうや薬局糸島潤店	連携強化加算	令和 6 年 6 月 1 日
ごうや薬局糸島潤店	バイオ後続品調剤体制加算	令和 8 年 6 月 1 日
ごうや薬局糸島潤店	在宅薬学総合体制加算1	令和 6 年 6 月 1 日
ごうや薬局糸島潤店	電子的調剤情報連携体制整備加算	令和 7 年 4 月 1 日
ごうや薬局糸島潤店	服薬管理指導料の注1	令和 8 年 6 月 1 日
ごうや薬局糸島潤店	特定薬剤管理指導加算2	令和 2 年 10 月 1 日
ごうや薬局糸島潤店	調剤ベースアップ評価料	令和 8 年 6 月 1 日
ごうや薬局糸島潤店	在宅患者訪問薬剤管理指導料	平成 27 年 11 月 1 日
ごうや薬局飯塚片島店	調剤基本料1	令和 3 年 11 月 1 日
ごうや薬局飯塚片島店	地域支援・医薬品供給対応体制加算1	令和 8 年 6 月 1 日
ごうや薬局飯塚片島店	連携強化加算	令和 6 年 6 月 1 日
ごうや薬局飯塚片島店	バイオ後続品調剤体制加算	令和 8 年 6 月 1 日
ごうや薬局飯塚片島店	電子的調剤情報連携体制整備加算	令和 7 年 4 月 1 日
ごうや薬局飯塚片島店	調剤ベースアップ評価料	令和 8 年 6 月 1 日
ごうや薬局飯塚片島店	在宅患者訪問薬剤管理指導料	令和 3 年 10 月 1 日
ごうや薬局枝国店	調剤基本料1	令和 8 年 5 月 1 日
ごうや薬局枝国店	バイオ後続品調剤体制加算	令和 8 年 6 月 1 日
ごうや薬局枝国店	調剤ベースアップ評価料	令和 8 年 6 月 1 日
ごうや薬局枝国店	在宅患者訪問薬剤管理指導料	令和 8 年 5 月 1 日

●保険外負担に関する事項

SK 計量カップ 10ml・20ml 各 30 円

滅菌済無地投薬瓶 30ml(40 円)・60ml(40 円)・100ml(50 円)・200ml(70 円)・
300ml(100 円)・500ml(140 円)

SK 軟膏容器 B 型 6ml(30 円)・12ml(40 円)・24ml(40 円)・36ml(50 円)・
60ml(70 円)・120ml(100 円)

15ml 点鼻容器 60 円

※価格に関しては納入価に応じて変更することがあります。